**南知多町における『避難所生活での共通理解』について（案）**

資料５

「避難所の生活における共通理解（ルール）」は次のとおりです。

避難する方は、守るよう心がけて下さい。

※避難所設定後、本案を基に避難所運営委員会で検討・決定の上、『避難所生活での共通理解』を速やかに掲示することとします。

南知多町災害対策本部

１ この避難所の運営に必要な事項を協議するため、施設の管理者、避難者などの代表からなる避難所運営委員会（以下「委員会」という。）を組織すること

○ 委員会は、毎日午前　時と午後　時に定例会議を行うこと

○ 委員会の運営組織として、「総務班」「総務班（名簿係）」「連絡・広報　班」「食料・物資班」「保健・衛生班」「要配慮者支援班」「施設管理班」「屋外支援班」「外部支援受入班」「在宅避難者等支援施設（班）」の計10班を避難者で編成すること

２ 避難所は、電気、水道などライフラインが復旧する頃を目処に閉鎖すること

３ 避難者は、登録など以下のとおりとすること

○ 家族単位で登録すること

　○ 避難所の入退出時は申告すること

○ 避難所を退所する時は、委員会に転居先を連絡すること

○ 犬、猫など動物類を居住スペースに入れることは禁止とし、ペットは責任をもって飼い主が世話をすること

４ 校長室、職員室、保健室、理科室など施設管理や避難者全員のために必要となる部屋又は危険な部屋は、居住スペースにしないこと

　レイアウトが決定している避難所はレイアウトを基に避難所運営を行い、変更する場合は委員会で検討・決定すること

　○ 利用する部屋の移動を行う際はみんなで協力をすること

　○ 教室等を利用するときには、室内にある物品などを壊したり、許可なく移動させないこと

５ 食料、生活物資の配給は委員会で決定し、配給すること

○ 特別な事情及び要望の場合は、委員会の理解と協力を得てから行うこと

○ 配給は、避難所以外の近隣の人にも等しく行うこと

○ 食事の片づけはみんなで行うこと

６ 消灯は、夜 時とすること

○ 廊下は点灯したままとし、体育館などは照明を落とすこと

○ 職員室など管理に必要な部屋は、盗難などの防止のため点灯したままとすること

７ 放送は、夜 時で終了すること（音響機器が使用可能な場合のみ）

８ 電話は、午前 時から夜 時まで、受信のみを行うこと

○ 電話を受信した場合、呼び出しを行い、伝言を伝えることとする

○ 特設公衆電話は、安否確認・緊急用とする。（１人３分までとする。）

○ スマートフォン充電の順番を守る、夜間の使用はマナーモードとするようにこころがけること

９ トイレの清掃は、朝　時、午後　時、午後　時に、避難者が交替で行うこと

○ 清掃時間、トイレの使用ルールなどは、「保健・衛生班」が検討し、委員会で決定すること

○ トイレは汚したら自分で掃除すること

10 飲酒・喫煙の可否は、委員会で検討する。可能とする場合は、飲酒者及び喫煙者でルールを設定すること。（例：場所・時間を守り、掃除は飲酒者及び喫煙者が行う、トラブルが起きたら飲酒及び喫煙場所を閉鎖するなど）

11 裸火（ガスコンロ、ガスバーナー等）の個人使用は厳禁とすること

12 ゴミは分別して指定された場所に出すこと

13 毎日　時に避難スペースなどの清掃を行うこと

14 各種伝達情報は、避難所の掲示板に張り出すこと

（可能な限り朝昼晩等）定期的に情報は更新すること

15 病気・体調不良者は申し出ること

16 早い時期から体操の時間を作るように心がけること

17 女性の更衣室に見張り番を置くようにすること

18 感染症予防のために「土足禁止」を遵守すること

19 避難者の皆さんに心掛けてほしいこと

○自分のライフスタイルを人に押し付けない

○責任者の指示に従う

○お互い協力し合う

○子どもや高齢者へ配慮する

○必ず挨拶をする、お礼、ねぎらいの言葉をかける

○必ず一人ひとつは役立てることをする

○譲り合い、思い合い、気遣い、分かち合い、自分でできることは自分で、人への目配り・気配りを大切にする

20 屋外避難者の皆さんも上記の共通理解を守ること

避難者のみなさんは、当番などを通じて自主的に避難所運営に参加して下さい。